

1 2 避難設備

チェックポイント

- ① わかりやすい動線計画で、ゆとりあるスペースが確保されているか
- ② 想定される避難経路には段差が設けられていないか
- ③ 非常用警報装置は、視覚障害者、聴覚障害者に対応したものとなっているか
- ④ 階段や廊下等に、非常時に待機できる安全な一時避難場所があるか

【整備のポイント】

- ・災害時の発生時において、非常事態の発生が、障害者や高齢者、特に非常警報装置や放送が分からない利用者にも確実に伝達されるように配慮します。光、文字、音声等による非常放送設備を併設することが有効です。
- ・階数が2階以上の建物では、階段を利用して非難することが難しい利用者を配慮し、一時避難できる場所を設けて安全を確保する等の工夫が求められます。

【整備の手引き】

災害時の誘導

- 煙を避けるために低姿勢となっても非難すべき方向がわかるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイルなどを併設することが望まれます。
- 視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望まれます。
- 聴覚障害者に配慮し、光・ピクト・文字等による誘導を行うことが望まれます。

段の禁止

- ◎車いす使用者の通行の支障になったり、高齢者や妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、想定される避難経路は段のない床の仕上げとします。

一時避難場所

- 車いす使用者等は、階段を利用して非難することが難しいため、安全に救助を待つための、以下のような一時避難場所を設けることが望まれます。

設置場所

- 階段の踊場、階段に隣接したバルコニー等に設置することが考えられます。この場合、設置する場所は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとします。

車いす使用者の一時待機スペース

- 車いす使用者が待機するのに十分なスペースを非難動線の妨げとならない位置に設けます。

表示

- 一時避難の待機場所であることを、わかりやすく表示します
- 階段室（階段だけが設けられている空間）等に設ける場合は、出入口に一時避難施設が設置してある旨を表示します。

インターホン

- 一時避難場所には助けを求めたり、状況を伝えたりするためにインターホンを設置します。

非常放送設備等の設置

- 非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望まれます
- 非常放送設備とともに、通報装置も重要です。